

ご参考

建設業許可制度について

平成 5年 3月

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目7番15号

全国建設関係行政書士協議会

この文書は、建設省や建設新聞社に意見書的なものとして提出・配布したものです。更なる内容の充実をめざして皆さんの意見を求めています。

目 次

許可制度の取りまとめについて・・・・・・・・・・	1
建設業許可全般について・・・・・・・・・・	2
経營業務管理責任者の要件について・・・・・・・・	5
専任の技術者の要件について・・・・・・・・・・	7
財産的基礎の要件について・・・・・・・・・・	8
経営事項審査制度について・・・・・・・・・・	9
建設工事指名入札申請について・・・・・・・・	11

許可制度の取りまとめについて

行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）は、行政書士の業務を、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成と相談及び官公署への書類の提出手続代行である旨を規定する。

行政書士は、この法律の定める業務を通して、国民の権利、利益を擁護している。

行政書士は、その業務の一つである官公署に提出する書類の作成とこの書類の官公署への提出手続代行により、行政庁と係わりをもっている。

この中で行政書士は、建設業者からの依頼を受けて、建設業法に関する「建設業許可申請、同変更届、並びに経営事項審査申請、建設工事指名競争入札参加申請」等の事務を行なっている。

現在行政書士は、全国で三万五千人ほどいるが、その中で上記の建設業法に関係し、相当数の事務を代行している行政書士有志により「全国建設関係行政書士協議会」を昨年発足した。

当協議会は、全国各地の行政窓口によって、建設業許可基準を確認するために求められる資料が微妙に違っていることや経営事項審査申請の提示書類の相違など、建設関係の窓口行政に係わる課題を専門的に研究することで、行政や建設業界相互に貢献することをめざしている。

当協議会の発足以後、中央建設業審議会が検討中の「建設業許可制度の在り方」を当面の研究テーマとして、全国の構成員に対し「建設業許可制度」や建設業許可関係の窓口行政についての意見を求めてきた。

その意見を集約し、行政庁と国民・事業者のパイプ役として、健全な建設業界の実現、魅力ある建設業の実現、ひいては国民の利益に寄与したくここに中間的な意見の取りまとめを行なった。

建設業許可制度全般について

(1) 特定（指定）建設業許可について

特定建設業許可は下請業者や専門工事業者の保護が主たる目的と思われるので、下請・専門業者への発注金額による一般建設業と特定建設業の許可区分から、元請の請負金額による許可区分に見直しが出来ないかの意見がある。

さらに、現在の資本合計3,000万円以上の規定は、法第41条第2項、第3項の立替払に対応するには資金不足と思える。

現在の大手建設業者や中小建設業者が社会的に負っている使命や責任から見れば、はたして現状の規定で、下請・専門業者並びに発注者の保護が出来るか疑問で、資本金・自己資本の大幅な見直しが必要との意見がある。

その具体例として、地方自治法施行令第121条の2に基づく一般市の議会の議決承認額を基準として、請負金額9千万円～1億円以上の契約を締結する場合に特定（指定）建設業の許可を必要とするとし、自己資本の額も1億円程度を必要とするに大幅改正する。

法律の一貫性から、下請施工金額に拘束される場合は、一般市の平均発注工事の金額が4～5,000万円程度なので現状の規定では、管理技術者不足等で中小建設業者に相当の負担が生じていると考えられる為、5,000万円以上の工事を下請発注する場合と改正してはとの意見がある。

(2) 建設業許可の有効性について

(イ) 建設業許可の更新の場合、許可の有効期間満了の日迄に許可の更新が行なわれない時、行政庁からの「建設業許可証明書又は許可確認証明書」の交付が受け

られない場合がある。

法令に従い、更新の申請を行なっているにもかかわらず、「許可になるか不明」との理由で、「許可証明」が発行されず、不安定な状況に置かれる現状を改善して、「許可の更新の申請があつた場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請について処分がなされないときは、従来の許可は、有効期間満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。」「許可の更新がなされたときは、その許可の有効期間は、従来の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。」等の条文を加入して、空白状況をなくすことが出来ないかとの意見がある。

(ロ) 建設業許可の有効期間については、現在「許可のあつた日から三年目の当該許可があつた日に対応する日の前日をもって満了する。」となっているが、国や都道府県の事務が完全土曜閉庁制の実施で数日間行なわれないこととなった為、民法第五章の期間の規定を導入できないかとの意見がある。

具体的には、昭和47年3月18日建設省計建発第54号の「建設業法に基づく許可事務の取扱いについて（通知）」を、民法第140条並びに第142条の期間の起算点と期間の満了点をもとに「許可のあつた日の翌日から三年目の当該許可があつた日に対応する日をもって満了する。但し当該満了日が休日に該当する場合には限り其翌日をもって満了する。」に改正を求める意見がある。

(3) 組織変更における廃業の時期について

個人の事業主が組織を変更した場合並びに事業主が死亡又は病弱で事業を廃止し家族が事業を承継する場合に、現在の個人事業主に係る「許可」の廃業届の提出を求められるが、廃業届の受付の時点から、法的には「無許可」状況となります。

建設業者の事業の継続性を考えると、「無許可」状況を無くすることが必要に思

われ、一定の条件の基に、従来の許可の廃業届を預かりの状況にするなど、新しい組織の許可日の前日を廃業の日とするなどの処置がとれないものかとの意見がある。

(4) 建設業許可の有効期間について

建設業の許可の有効期間について見直しの動きがあるそうですが、現行の3年をどの様に考えるかで、様々な意見がある。

自動車運転免許書や旅券の有効期間の延長、建築士事務所登録や測量業者登録等の類似の立法例等から有効期間の延長を是とする意見があるが、反面、建設業界がバブルの崩壊により、経営面で非常に不安定な状況の中、社員・労働者の雇用の不安等が社会問題化している中で、今、許可の有効期間を延長することが、消費者や専門業者保護を目指す法律の目的が達成出来るか疑問とする意見も多く見られる。

現在、経營業務管理責任者や専任・主任技術者を欠いたり、変更がある場合は、2週間以内に変更等の届出を行なうなど(1)から(17)までの変更届の提出が規定され、建設業許可基準に関する要件が常に満たされることが必要になっているが、実際には、経営事項審査申請を行なう許可業者以外はほとんど変更届の提出は行なわれず、許可の更新時に変更届が提出されるのが大半と考えられる。

建設大臣や都道府県知事により、許可要件に該当しなくなった場合の許可の取消しの制度はあるにしても、長期にわたって許可の有効期間を定めると、許可業者が変更届を提出しなければ次回の許可の更新時まで、「許可の基準に関する要件を欠くに至った場合」を把握することは困難であり、建設業法が空洞化する状況が生まれ、建設業者の資質の向上や適切な施工能力を確保することが出来ない上に、工事の発注者や専門業者を保護出来ないこととなるのではないかとする意見がある。

「経營業務管理責任者」の要件について

昭和46年の法改正で、建設業界の経営の安定を目的として「経營業務管理責任者制度」が導入されたと記憶している。

「経營業務管理責任者」の制度を導入したことにより、不良・不適格業者等の建設業界への新規参入が困難になり、経營業務管理責任者制度が果たした役割を評価する意見が数多く出されている。

他方で、経營業務管理責任者制度が経営の安定等に貢献するには、単なる役員経験の年数の有無による要件では充足出来ないとして、現行の制度の改善を求める意見がある。

経營業務管理責任者の果たすべき役割が、工事の内容に応じた資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結、工事の施工管理を適切に行なうことと考えられるが、現状では、単なる設置を許可要件とするだけで、銀行取引停止処分を受けたり、倒産・破産しても、経營業務管理責任者としての責任を負うことは無い。

本来の役割を果たさない経營業務管理責任者であっても、別法人の役員に就任することや事業主となり、再び経營業務管理責任者として建設業界に残ることが考えられる。

このことは、建設業界から不良・不適格業者を一掃する施策と矛盾する。

その為、経營業務管理責任者の法的責任を明確にするなどの措置を求めるとともに、建設業の経営の安定化、消費者保護のため、建設業許可制度に営業保証金制度を取り入れるなり、公共工事にとどまらず民間工事の建設保証金制度の新設をはかり、経營業務管理責任者制度をより具体的に担保する制度の新設を求める意見がある。

更に「経營業務管理責任者」となるには、「建設業界を取り巻く状況についての講習などを法定機関で定期的に行ないその修了者とする」等の新制度を導入するよう求める意見がある。

具体的には、「経營業務管理責任者受講証明書」を、建設業許可申請書に添付することを取り入れてはの意見、本社並びに支店・営業所の何れにも「経營業務管理責任者」の設置が必要なのではないかの意見が出されている。

なお、現在の建設業許可の取り扱い・許可要件としての、経營業務管理責任者の認定が、各都道府県の主管課で様々な基準で行なわれており、全国一律に処理・認定されることが出来ないかの意見が数多くある。



専任技術者の要件について

(1) 一般建設業について

法第7条第2項イ、ロ、ハの技術者については、現状を肯定する意見が多いが、実務経験証明の場合、実際に施工した工事名は判るが、どの程度工事の施工に関与したのか、経験の内容の深淺が不明確であり、法の求める内容を満たしているか疑問であり、ハの有資格者制度に一本化することを求める意見が数多く見受けられる。

そのため、現在、技術士以外に施工管理技術者等の資格制度がない、「機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、清掃施設工事」についても、早期に法第7条第2項ハの認定資格を定めてゆくことが必要との意見がある。

更に、「消防施設工事」についても、施工管理技術者制度の導入が必要と考えられるとの意見もある。

その上で、現在法第7条第2項イ・ロに該当する専任技術者を設置して許可を受けている建設業者には特別認定資格を付与して、特例のハ資格を設定し、既存業者を救済すると共に、一定期日以後の建設業許可の技術者の要件として、法第7条第2項ハの有資格者の設置を許可要件としてはとの意見がある。

なお、専任・主任技術者には、新しい工法や施工管理・安全管理に対応するために定期的な講習会か研修会への参加を義務付け、受講証明書を更新の申請書に添付させてはどうかの意見がある。

(2) 特定建設業について（指定5業種について）

一般建設業の技術者の要件と同じく、全ての技術者の要件を有資格者として、現在の指導監督的実務経験証明書を廃止（法第15条第2項ロ・ハの廃止）することを求める意見がある。

指定5業種については、現状を肯定する意見が多いが、専任の技術者を1名に限定しないで事業規模に応じて複数の技術者の設置制度に改正を求める意見がある。

財産的基礎の要件について

一般建設業許可について

現行の許可要件が適切との意見が多く見受けられる。

特に、商法改正に伴い、有限会社設立の最低資本金が300万円となっているので、ことさら加重の条件を加える必要がないとの意見が多い。

他に、商法改正に関連して、株式会社の最低資本金の1,000万円に財産的基礎を変更してはとの意見がある。

特定建設業許可について

現行の許可要件、欠損金、流動比率、資本金の額の中で、資本金の額を除いて、肯定する意見が多く見受けられる。

資本金の額については、商法改正による株式会社の最低資本金が1,000万円になることから、現状の資本金の1,500万円については増額する方向で検討してはとの意見がある。

又、自己資本の額3,000万円についても大幅な見直しを求める意見がある。

特定建設業許可は、大手の建設業者の許可であったものが、現在では、中小はもとより零細建設業者でも、手の届く許可となっているように思われるが、完成建設物の瑕疵担保、公衆災害や労働災害の発生等に対応する経営能力を必要とするので、流動性・健全性について更に加重の要件を求めるとの意見がある。

経営事項審査制度について

経営事項審査申請については、以前の1月1日を審査基準日とする制度から現在の10月1日を審査基準日とする制度は従来に比べると事務の煩雑さを解決する等評価出来るとの意見が多く見受られる。

しかし、国や都道府県・市区町村等地方公共団体、公社公団の建設工事の指名競争入札参加資格審査申請（指名願）の受付が、1月初旬から開始され、財団法人建設業情報管理センターの経営状況分析通知書や建設大臣又は知事の経営事項審査結果通知書が、「指名願」の提出日時に、建設業者に到達しない事例が見受けられ、一部の公共工事の発注機関では、独自に「経営事項審査結果通知書」の総合数値を算出するため、「経営事項審査申請書、工事種類別完成工事高表、財務諸表そして経営状況分析通知書」等を求め、経営事項審査制度が機能しない事例がある。

経営事項審査制度としては、経営事項審査結果通知書を全ての「指名願」を行なう業者が添付出来る状況を生み出して、申請手続きの二重の負担をなくし、せめて12月中に「経営事項審査結果通知書」が申請者に届くよう求める意見が数多く出されている。

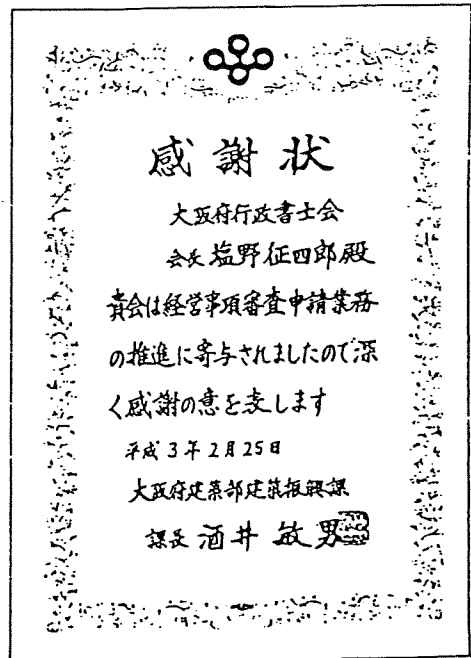
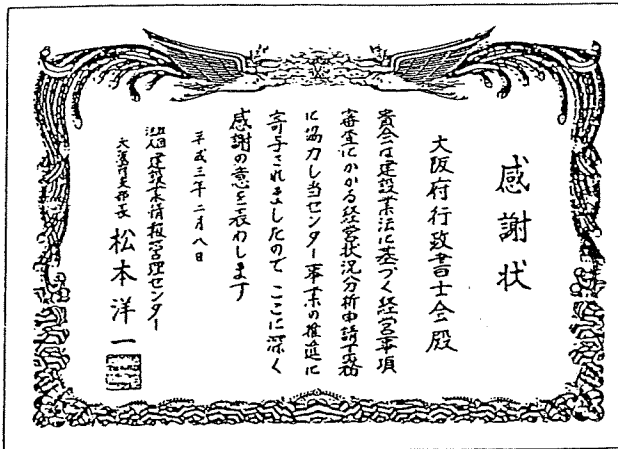
そのため、審査基準日を4月1日に変更して、経営事項審査申請の最終申請日を9月30日又は10月31日とする意見がある。

そうすれば、全ての建設業者が「経営事項審査結果通知書」を提出出来るので、国・地方公共団体等発注機関が「指名願」を受け付けた後の事務の省略化が可能となると考えられる。

又、現在公共工事の発注機関の一部では「経営事項審査」を必要としない場合が見受けられるが、公共工事の発注は、緊急時を除いて、「経営事項審査」を受けた業者に限定することが公平ではないかとの意見が出されている。

「指名願」の簡易化として隔年に一度の受付が定着化の方向にあるが、「経営状況分析や経営事項審査」を隔年申請すると企業の経営分析や企業規模の評価が適正に行なわれないことが考えられるので、公共工事の受注を求める建設業者は毎年度の「経営事項審査」を必ず受けることを義務付ける制度に改正出来ないかとの意見がある。

更に、改善を求める意見として、財団法人建設業情報管理センターと建設大臣又は都道府県知事宛に類似の申請書を提出することになっているが一本化にするなど事務の合理化・省略化が出来ないかとの考えがある。



建設工事指名競争入札参加資格審査申請 について

建設工事の一般競争（指名競争）入札参加申請書については、昭和63年5月12日の「競争契約参加資格審査手続の簡素化に関する申合せ」により事務の省略化が大幅に進められ、国や公社・公団の機関に対する入札参加申請書が統一されたことを積極的に評価する意見が多く見受けられる。

しかし、都道府県や市区町村等の地方公共団体においては、申請書の様式が不統一であり、申請書類の内容や申請書の受付基準・解釈が異なり、統一した対応や事務処理が困難な面が見受けられ、又、申請書の受付締切日や申請書の有効期間も不統一であり、事務の簡略化・合理化をさらに求める意見がある。



許可制度で中間報告作成 特定建設業の要件強化等

全国建設関係行政書士協議会（三佐藤忍代表世話人）は、建設相の諮問機関である中央建設業審議会がワーキンググループを設置して検討している建設業許可制度のあり方を研究テーマに取り上げ、行政書士の観点から「建設業許可制度について」と題する中間報告をまとめた。中間報告は、会員に対するアンケート調査結果を集約したもので、特定建設業の許可要件強化、現行の経營業務管理責任者制度の効果を高めるため、許可制度の中に営業保証制度の導入などを提案している。

同協議会は昨年9月、建設関係の業務を専門とする行政書士で設立、現在、25都道府県で計75人が会員となっている。

中間報告は、①建設業許可全般②経營業務管理責任者の要件③専任の技術者の要件④財産的基礎の要件⑤経営事項審査制度⑥建設工事指名入札申請の6項目で構成している。

許可制度全般については、特定（指定）建設業の許可を取り上げ、本来の目的である下請業者の保護という観点からすれば、元請の請負金額による許可区分の見直しをしてはどうかという意見があった。

また、現状の規定では発注者や下請業者の保護には不十分なため、市の議決承認額を基準に、請負金額9千万～1億円以上の契約を締結する場合、特定（指定）建設業の許可を必要とすることとして、自己資本額も1億円程度に大幅改正する提案もあった。

現行3年間となっている許可の有効期間では、変更届がほとんど許可更新時に提出されるケースが多いため、期間を延長すると許可要件に適合しないまま許可を受けている期間も長くなることから、発注者保護の点で延長には反対と指摘している。

経営管理責任者は、倒産しても責任を負うことはないため、法的責任を明確にするとともに、建設業の経営安定化、消費者保護を目的として、許可制度に営業保証

金制度の導入、官民工事を対象にした建設保証金制度の新設を図り、経営責任者制度を具体的に機能させるよう求める意見もあった。

財産的基礎の要件については、一般建設業の要件は現状を肯定する意見が多かったが、特定建設業は商法改正で株式会社の最低資本金が1千万円になったことから、現行の資本金1千五百万円の増額をすべきであるという指摘があつた。この背景には、特定建設業の制度創設当時、大手の業者が大半だったが、現在は中小業者でも比較的取得しやすい状況にあり、瑕疵（かし）担保、公衆災害などの発生に対応できる経営能力が必要という考えがある。

国、地方公共団体などの指名参加願い受け付けは、1月初旬から始まるが、建設業情報管理センターの経営状況分析通知書、建設大臣または、知事の経審結果通知書が指名願いの提出日時に間に合わないケースがある。改善策として、審査基準日を現在の10月1日から4月1日に変更して、経審の最終申請日も9月30日か10月31日とするよう求めている。

三佐藤代表世話人は、今回の中間報告について「今後、肉付けしていかなければならない」と語り、許可制度だけでなく、入札・契約制度も研究していきたいという考えを示している。

平成5年4月19日付け 建設通信新聞より

発行所 日刊建設通信新聞社